

# 令和5・6年度 美里町小規模契約希望者登録の手引

## 1. 目的

この登録制度は、美里町が発注する建設工事、修繕、業務委託及び物品の納入等の契約のうち、金額が50万円未満となる契約について、入札参加資格申請（以下「指名参加願」という。）のないかたでも契約することができるように登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

## 2. 運用方法

この登録申請をしたかたは、「美里町小規模契約希望者登録名簿」（以下、「登録名簿」という。）に登録し、美里町が発注する50万円未満の小規模な契約の際に業者選定の対象としますが、このことが選定や契約を約束するものではありませんのでご了承ください。

## 3. 登録できるかた

美里町内に主たる事業所（本店）を置き、入札参加資格申請を提出していない個人又は法人（適法の範囲内で希望業種、建設業許可等の有無、組織経営、従業員数は問いません。）

## 4. 登録できないかた

- (1) 美里町内に主たる事業所（本店）を有していないかた（他市町村に本店がある場合）
- (2) 契約を締結する能力を有しないかた又は破産者で復権を得ないかた
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により町の競争入札に参加させないこととされたかた
- (4) 美里町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成18年告示第97号）に基づく申請がされているかた
- (5) 契約を履行するために必要な資格等を有しないかた

## 5. 申請方法・有効期間

- (1) 申請方法  
『美里町小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）』に所定の事項を記載し、

総合政策課窓口へ**持参**してください。(許可証等がある場合はそのコピーを添付してください。)

(2) 申請受付期間

令和5年2月1日(水)から2月28日(火)まで(※土、日及び祝日除く。)  
午前9時から午後5時までの間

(3) 登録有効期間

**令和5年4月1日から令和7年3月31日まで**

(4) 随時受付について

(2)の申請受付期間を過ぎた場合でも、登録は随時行っています。(1)と同様に総合政策課窓口へ持参して申請してください。登録有効期間は、申請日から有効期間の残存期間となります。

## 6. 契約者の選定方法

見積徴取に選定された場合は、原則として複数の業者との見積価格競争により、最も低価な見積額を提出したかたと契約することになります。

なお、見積書の作成を依頼されても、都合により辞退することは自由です。この辞退により次回以降の選定に影響を与えることはありませんので、辞退する場合には必ず電話等での連絡をお願いします。

## 7. 契約書

登録名簿に登録されたかた(以下「登録業者」という。)との契約締結に際しては、美里町契約規則(平成9年規則第5号)第3条の規定に基づき契約書の作成を省略(委託契約、賃貸借契約等の場合を除く。)することができます。この場合において、契約金額が30万円以上の場合は請書を作成するものとします。

## 8. 契約保証金

美里町契約規則第4条の2第6号の規定に基づき免除するものとします。

## 9. 下請け等の禁止

契約の履行は、美里町契約規則、美里町建設工事請負契約約款、美里町委託契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、受注した建設工事等は、一括下請け(いわゆる丸投げ)はできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工が可能な業種としてください。

## 10. 受注代金の支払時期

受注代金の支払は、工事等完了後に行う町の検査に合格後、受注者からの請求に基づき支払います。支払期間は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条の規定に基づき、次のとおり支払うものとします。

- (1) 工事・修繕 請求書を受けてから40日以内
- (2) 業務委託・物品購入・その他の契約 請求書を受けてから30日以内

## 11. 契約関係法の遵守

契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、その他関係法令に違反する行為をしてはなりません。登録業者が、業務に関して談合等の不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

## 12. 登録名簿の公開

登録名簿は美里町役場内において公開します。また、登録制度の透明性を確保するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめ了承のうえ申請してください。

## 13. 申請書の記入方法

- (1) 「住所又は所在地」は、法人の場合は登記事項証明書（商業登記簿）に記載された所在地を記入してください。個人事業者の場合、事業所で行っている場合は事業所を、自宅で事業を行っている場合には自宅の住所を記入してください。
- (2) 「商号又は名称」は、法人の場合は登記事項証明書（商業登記簿）に記載された商号を記入してください。個人事業者の場合は、通常使用している商号（いわゆる「屋号」）がある場合はそれを記入し、特にない場合は、代表者氏名を記入してください。
- (3) 「希望業種」については、5業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可、登録等を必要とする場合には、必要な許可・免許・登録等を受けていなければ申請できませんので、その許可等の写しを添付してください。なお、業種名は簡潔かつ具体的に記入してください。

## 登録申請書における希望業種の記載例

### 建設工事

ブロック積工事、造園工事、足場工事、土留工事、ネットフェンス工事、門扉取付け工事、タイル張り工事、屋外広告塔工事、路面表示工事、大工工事、左官工事、塗装工事、外壁吹付工事、建築板金工事、防水工事、畳製造工事、内装間仕切り工事、ふすま工事、壁紙貼付け工事、建具取付け工事、サッシ取付け工事、ガラス工事、家具工事、構内電気設備工事、照明設備工事、火災報知設備工事、冷暖房設備工事、水道設備工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事等、木造建築工事、非木造建築工事

### 業務委託

建物総合管理、建物清掃、樹木剪定、消毒・害虫駆除、水路・下水管清掃・維持管理、道路・公園等の維持管理、産業廃棄物処理、一般廃棄物処理、写真・映画、調査・研究、電算業務、イベント、リース、印刷

### 物 品

事務用品、食料品、被服、図書、運動用品、楽器、家具、厨房、通信、車両、薬品、機械、建設資材

この制度について、ご不明な点等ありましたら、下記へお問い合わせください。

〒367-0194

美里町大字木部323番地1

美里町役場 総合政策課 財政係

電話 76-1114 (直通)

(記載例1：法人)

様式第1号(第4条関係)

美里町小規模契約希望者登録申請書

令和5年 2月 4日

美里町長 様

美里町が発注する小規模契約について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒367-0194 美里町大字木部323番地1		
(フリガナ)	ミト		
商号又は名称	株式会社 美里		
(フリガナ)	ミト タウ		
代表者職・氏名	代表取締役 美里 太郎		
電話番号	76 - 1114	FAX番号	76 - 0909

希望業種(5業種以内)

番号	登録希望業種 (簡潔に、具体的に書いてください。)	許可・免許等を有する 場合はその種類・名称等
1	照明設備工事	電気工事二種
2	一般廃棄物処理	一般廃棄物処分業 ・収集運搬業
3	浄化槽保守点検	浄化槽保守点検業
4		
5		

※ 登録希望業種欄は、「大工工事」、「塗装工事」等わかりやすく書いてください。  
許可や免許を必要とする業種は、許可証や免許証の写しを添付してください。

(記載例2：個人事業主)

様式第1号(第4条関係)

美里町小規模契約希望者登録申請書

令和5年 2月 4日

美里町長 様

美里町が発注する小規模契約について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒367-0194 美里町大字木部323番地1		
(フリガナ)	ミトショウテン		
商号又は名称	美里商店		
(フリガナ)	ミト イロウ		
代表者職・氏名	代表者 美里 一郎		
電話番号	76 - 1114	FAX番号	76 - 0909

希望業種(5業種以内)

番号	登録希望業種 (簡潔に、具体的に書いてください。)	許可・免許等を有する 場合はその種類・名称等
1	日用品・食料品の販売	
2	リサイクル用品の販売	古物商営業許可
3	事務用品・図書の販売	
4		
5		

※ 登録希望業種欄は、「大工工事」、「塗装工事」等わかりやすく書いてください。  
許可や免許を必要とする業種は、許可証や免許証の写しを添付してください。